

参議院議員 通常選挙 投票のいろは

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が執行されます。「期日前投票」などで、選挙当日以外にも投票できます。必ず投票に行きましょう。

選挙入場券

封筒で世帯分 まづめて郵送

選挙入場券は、世帯の皆さんの分を一つの封筒にまとめて公示日(選挙当日の17日前)から世帯主あてに郵送します。開封して自分の入場券の記載内容を確認し、投票所または期日前投票所にお持ちください。

紛失した場合

選挙入場券を紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお尋ねください。本人確認後、選挙入場券を作成します。早く本人確認するために、保険証や運転免許証など住所・氏名が確認できるものの提示にご協力ください。

期日前(不在者)投票

当日行けない時 前もって投票

「期日前不在者投票ができる人」選挙当日に、次の理由があると見込まれる人
○仕事、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭など



不在者投票できる病院

- 天山病院
- NTT西日本松山病院
- 愛媛生協病院
- 奥島病院
- 栗林病院
- 県立中央病院
- 済生会松山病院
- 佐藤実病院
- 四国がんセンター
- 道後温泉病院
- 東明病院
- 和ホスピタル
- 野本記念病院
- 南高井病院
- 南松山病院
- 北条病院
- 松山笠置記念心臓血管病院
- 松山記念病院
- 松山協和病院
- 松山市民病院
- 松山城東病院
- 松山赤十字病院
- 松山第一病院
- 松山西病院
- 松山ペテル病院
- 松山リハビリテーション病院
- 吉田病院
- (50音順)



に従事する場合

○買い物、旅行、レジャー、親族以外の冠婚葬祭への参加などのため、投票区の区域外へ出る場合
○病气、けが、妊娠などのため歩行が困難な場合
○住所移動のため他市町村に居住している場合

「投票期間」公示日の翌日から選挙当日の前日まで

「投票場所」市役所第4別館(三番町六丁目)1階会議室

「郵便による不在者投票」下表に該当する人(自分の名前が書けない人は除く)は、事前に手続きすれば自宅などで不在者投票ができます。

1-1 ※支所や商業施設における投票場所・期間などは、7月1日号広報「まつやま」などでお知らせする予定です

【投票方法】投票所にある宣誓書に記入し、選挙入場券と一緒に提出してください。選挙入場券がなくても選挙人名簿に登録のある人は投票できます

【入院中の人が不在者投票できる病院】左表の病院で投票できます。施設長にお尋ねください

【郵便による不在者投票】下表に該当する人(自分の名前が書けない人は除く)は、事前に手続きすれば自宅などで不在者投票ができます。

「郵便投票証明書」(市選挙管理委員会へ申請してください)と「投票用紙請求書」(市

手帳の種類	障害の種類	障害の程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	内臓機能	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

選挙管理委員会(市役所第4別館2階)・支所・市ホームページにあり(7月1日の4日前までに市選挙管理委員会へ提出すると郵送で投票用紙が届きます)

節水機器の購入などに補助

限りある水の有効利用を

節水型都市づくりに取り組み本市では、節水機器の購入や改造に次の①②③の補助金を交付しています。限りある水を有効利用しましょう。

①家庭用バスポンプ

【補助額】購入価格の2分の1(上限2000円)

②風呂水吸引ポンプ付節水型洗濯機



家庭用バスポンプ

【補助額】5000円
③シングルレバー式湯水混合水栓(同じハンドルでお湯と水が出る)に改造
【補助額】3000円
【対象】1世帯1回限り(①②はどちらかのみ)で、購入・改造日および申請時に本市に住民登録があり次の条件を満たす人
①②市内販売店から購入

③新築時を除いた市指定業者の施工
購入・改造日から1年以内に、市内販売店などで証明を受けた申請書を、直接または郵送で〒7908571水資源担当部長付(市役所本館4階)または支所、市民サービスセンターへ

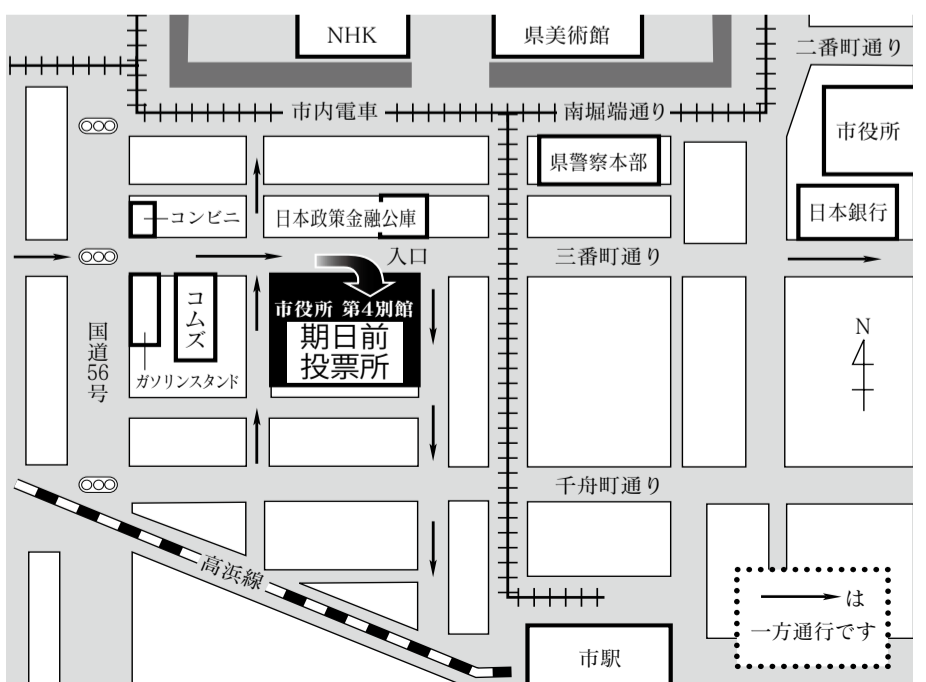
④雨水貯留施設
市内の自己所有する建築物に自ら利用するための雨水タンクを設置する場合に補助
設置前の申請が必要
⑤不要浄化槽を利用した雨水貯留施設
不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合に補助
工事前の申請が必要
※補助内容の詳細は市ホームページに掲載

お問い合わせは、
①水資源担当部長付 ☎9466223
②下水道サービス課 ☎9465229
③☎9341981へ

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症~第2項症

【郵便による不在者投票(代理記載)】郵便による不在者投票ができる人で左表に該当する人は、事前に手続きすれば自宅などで代理記載人による不在者投票ができます。「郵便投票証明書」(市選挙管理委員会へ申請してください)と「投票用紙請求書」(市選挙管理委員会・支所・市ホームページにあり)を、選挙当日の4日前までに市選挙管理委員会へ提出すると郵送で投票用紙が届きます

期日前投票所位置図



学生の選挙権

学生は 就学地で投票

学生の選挙権は原則、就学地にあります。本市の住民基本台帳への記録により選挙人名簿に登録され選挙入場券が郵送された学生でも、本市を離れて住んでいることが分かると選挙人名簿から登録を消されるため投票できません。

選挙公報

公報の配布

選挙公報は、候補者の氏名・略歴・政見などを掲載した文書です。

【配布方法】朝日・愛媛・産

お問い合わせは、市選挙管理委員会 ☎9466619・☎9341811へ

ポスター掲示場

掲示場を大切に

市内各所にポスター掲示場を設置します。参議院選挙区選出議員選挙の候補者が使用する選挙運動用ポスターはこの掲示場以外には張ることができないため、破損しないようお願いいたします。

経・日本経済・毎日・読売新聞に折り込み配布します
【新聞未購読世帯への配布】郵送で配布します。市選挙管理委員会に連絡してください
【設置場所】市役所本館1階・市役所第4別館1階・支所・公民館・中島の地区集会所などにあります